

保険金・給付金のご請求に必要な書類

受取人の状況により異なる必要書類

- 受取人が指定されていなかった場合、または指定受取人がすでにお亡くなりになっている場合 (給付金のご請求の場合で、受取人である被保険者がすでにお亡くなりした場合も同様です。)

(1) 約款順位となる場合

次に該当の場合、受取人は被保険者の「約款順位」になります。(被保険者のご遺族が右記の順位で受取人になります。)

■ 団体定期保険

- 主契約の死亡保険金
- 災害保障特約の災害保険金
- 傷害特約の災害保険金
- 災害割増特約の災害保険金

・同順位の方が2名以上いるときは保険金額等はその人数によって等分となります。

代表受取人を1名選出し、その代表者からご請求ください。

他の受取人は、請求書裏面の「代表受取人選任届」の「その他の受取人」欄へ署名・押印ください。

約款順位	
第1順位	被保険者の配偶者
第2順位	被保険者の子(子が死亡している場合は、その直系卑属)
第3順位	被保険者の父母
第4順位	被保険者の祖父母
第5順位	被保険者の兄弟姉妹

(2) 法定相続人となる場合 (後述<ご参考:法定相続人について>をご参照ください。)

次に該当の場合、受取人は被保険者の「法定相続人」になります。

■ 団体定期保険

- 主契約の高度障がい保険金
- 災害保障特約の入院給付金・障がい給付金
- 傷害特約の障がい給付金
- 災害割増特約の災害高度障がい保険金

■ 疾病入院・手術保障特約付集団扱定期保険

■ 医療保障保険(団体型)

■ 無配当医療保障保険(団体型)

高度障がい保険金(疾病入院・手術保障特約付集団扱定期保険のみ)
入院給付金・手術給付金・他各特約給付金(約款により異なる場合があります。)

・代表受取人を1名選出し、その代表者からご請求ください。

他の受取人は、請求書裏面の「代表受取人選任届」の「その他の受取人」欄へ署名・押印ください。

必要書類

- 請求書裏面の代表受取人選任届への署名・押印(受取人が2名以上の場合)
- 被保険者と受取人全員の関係と他に上位者がいないことが確認できる、戸籍謄本または改製原戸籍
- 受取人全員の生存が確認できる戸籍抄(謄)本または住民票
※請求金額1000万円以下で(代表)受取人名義口座への送金の場合は省略できます。 発行後6カ月以内のもの
- 受取人全員の印鑑証明書
※受取人がお一人の場合は、省略可能な場合があります。(4ページの「ご請求に必要な書類」をご参照ください。)
- 指定受取人の死亡の記載のある戸籍抄(謄)本、または住民票

- 受取人が2名以上指定されている場合

- ・代表受取人を1名選出し、その代表者からご請求ください。
- ・他の受取人は、請求書裏面の「代表受取人選任届」の「その他の受取人」欄へ署名・押印ください。

必要書類

- 請求書裏面の代表受取人選任届への署名・押印(受取人全員)
- 受取人全員の生存が確認できる戸籍抄(謄)本、または住民票
※請求金額1000万円以下の場合は省略可能な場合があります。 発行後6カ月以内のもの
- 受取人全員の印鑑証明書 発行後6カ月以内のもの

保険金・給付金のご請求に必要な書類

- 受取人が相続人と指定されている場合 (次ページ「ご参考:法定相続人について」をご参照ください。)
- ・被保険者の法定相続人が全員受取人となります。
- ・代表受取人を1名選出し、その代表者からご請求ください。
- 他の受取人は、請求書裏面の「代表受取人選任届」の「その他の受取人」欄へ署名・押印ください。

必要書類

- 請求書裏面の代表受取人選任届への署名・押印(受取人が2名以上の場合)
- 被保険者と受取人全員の関係と他に上位者がいないことが確認できる、戸籍謄本または改製原戸籍
- 受取人全員の生存が確認できる戸籍抄(謄)本、または住民票
※請求金額1000万円以下の場合は省略可能な場合があります。 発行後6カ月以内のもの
- 受取人全員の印鑑証明書
※受取人がお一人の場合は、省略可能な場合があります。(4ページの「ご請求に必要な書類」をご参照ください。)

- 受取人が未成年者、成年被後見人の場合

- ・請求書裏面の「代表受取人」「その他受取人」欄は、親権者・成年後見人が「〇〇の親権者」「〇〇の後見人」と明記のうえ、署名・押印ください。

記入例 「大樹 一男の親権者 大樹 花子」

必要書類

(1) 受取人が未成年者の場合

- 親権者または後見人を確認できる未成年者の戸籍謄(抄)本 発行後6カ月以内のもの
- 親権者または後見人の戸籍謄(抄)本 発行後6カ月以内のもの
- 親権者または後見人の印鑑証明書 発行後6カ月以内のもの

(2) 受取人が成年被後見人の場合

- 登記事項証明書(後見人であることの証明) 発行後6カ月以内のもの
- 成年後見人の戸籍謄(抄)本、または住民票 発行後6カ月以内のもの
- 成年後見人の印鑑証明書 発行後6カ月以内のもの

- 受取人が障がいなどによりご本人では請求できない場合および無配当医療保障保険(団体型)に関する請求で指定代理請求人からとなる場合

- ・別途、当社担当者または相談窓口へお問合せください。

⚠️ ご注意いただきたいこと

- ・診断書や戸籍謄本など、ご請求に必要な書類のお取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますのでご了承ください。
- ・当社所定の診断書などをお取寄せのうえ、ご提出いただいたにもかかわらず、全くお支払いの対象とならなかった場合は、「診断書取得費用相当額」として一律5,000円(通院証明書は一律3,000円)および消費税相当額をお支払いいたします。